

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル

代表者名 代表取締役会長兼社長 大久保 秀夫

(JASDAQ · コード番号8275)

問合せ先 取締役管理本部長 加藤 康二

電話番号 03-3498-1541

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第29回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

平成 16 年 6 月 9 日に交付された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)に伴い、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行い、併せてその他必要な規定および文言の加除・修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以上

 現 行
 改 定 案

 定款
 定款

<第1条~第6条 条文省略>

<第1条~第6条 現行どおり>

(条文削除、以下条数繰上げ)

## (株券の発行)

第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。

元未満株券の不発行) (単元株式数) (下線部分削除)

第<u>7</u>条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (下線部分削除)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第<u>8</u>条 当会社の単元株式数は、100株とする。 <u>2</u> 当会社は、第7条の規定にかかわらず 単元未満株式に係る株券を発行しない。

(単元未満株式についての権利)

- 第<u>9</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、 その有する単元未満株式について、以 下に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる 権利
  - (2) <u>取得請求権付株式の取得を</u>請求する権利
  - (3) <u>株主割当による</u>募集株式または募集新 株予約権の割当を受ける権利
  - (4) 次条に<u>規定する単元未満株式の</u>買増を 請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、 株式取扱規程に定めるところにより、 その有する単元未満株式の数と併せ て単元株式数となる数の株式を売り 渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式につい て、以下に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる 権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による 請求をする権利
  - (3) <u>株主の有する株式数に応じて</u>募集株 式または募集新株予約権の割当を受 ける権利
  - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第<u>9</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主 は、株式取扱規程に定めるところによ り、その有する単元未満株式の数と併 せて単元株式数となる数の株式を売 り渡すことを請求することができる。 現 行

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式および新株予約権に関 主権利行使に際しての手続き等につ いては、法令または定款に定めるもの のほか、取締役会において定める株式 取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 場所は、取締役会の決議によって選定 する。
- 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含 む。以下同じ。)、新株予約権原簿およ び株券喪失登録簿の作成ならびに備 置きその他の株主名簿、新株予約権原 簿および株券喪失登録簿に関する事 務は、株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取扱わない。

<第13条~第32条 条文省略>

(監査役会の招集通知)

- 第33条 監査役会を招集するときは、各監査役 通知を発する。ただし、緊急に招集の 必要あるときは、この期間を短縮する ことができる。
  - 2 監査役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を開 催することができる。

<第34条~第44条 条文省略>

改定案

(株式取扱規程)

する取扱いおよび手数料ならびに株 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび 手数料は、法令または定款に定めるも ののほか、取締役会において定める株 式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって定め
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権 原簿の作成ならびにこれらの備置き その他の株主名簿および新株予約権 原簿に関する事務は、株主名簿管理人 に委託し、当会社においてはこれを取 扱わない。

<第12条~第31条 現行どおり>

(監査役会の招集通知)

- に対し、会日から3日前までに、その 第32条 監査役会を招集するときは、各監査役 に対し、会日から3日前までに、その 通知を発する。ただし、緊急に招集の 必要あるときは、この期間を短縮する ことができる。
  - 2 監査役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査役会を開 催することができる。

<第33条~第43条 現行どおり>

(新 設)

現 行	改 定 案
	第9章 附 則
(新 設)	
	第44条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿
	管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登
	録簿への記載または記録に関する事務は株主
	名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれ
	を取扱わない。
(新 設)	<b>数17</b> 久 业 <u>人</u> 牡 <u></u> 。如如此,以以及第一个。
(新 設)	第45条 当会社の <u>株券喪失登録簿への記載ま</u> たは記録は、法令または定款に定めるもののほ
	か、取締役会において定める株式取扱規程によ
	<u> </u>
	<u> </u>
(新 設)	第46条 本附則第44条、前条および本条は、
	平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過
	をもってこれを削除する。
_(平成19年6月22日改訂)_	(平成21年6月25日改訂)